

1. 長期履修制度について

博士後期課程の標準修業年限は3年ですが、次の事項に該当する場合は、最長5年間の長期履修（平成20年4月1日入学生から適用）を申請することができます。

- i 定まった職業を有する者（ただし、常勤に限る。）
- ii 出産・育児・介護等を行う必要のある者
- iii 長期に履修することが教育研究上必要と認められる者

1. 申請について

● 申請期限

新 入 生 : 入学手続き時

在 学 生 : 変更を開始する年度の前年2月末日(末日が土日祝の場合、その前日が期限)

例：令和3年度からの変更を希望する場合は、令和3年2月26日までに申請

【重要】

修了年度に進級後は申請できないため、変更希望者は、
修了予定年度の前年の2月末日までに必ず申請してください。

● 必要書類 : 様式1-1～3-1のすべて

様式1-1 長期履修学生申請書

様式2-1 長期履修学生を希望する理由書

様式3-1 履修計画及び研究計画書

● 申 請 先 : 医学系研究科保健学事務室教務係

※ 開室時間：土・日・祝日を除く平日の9:00～11:30、12:30～17:00

★ 注意事項 : 一度認められた長期履修の短縮を希望する場合も、授業料手続きの都合上、必ず期限までに変更申請書類（様式1-2～3-2）により申請してください。

例：4年の長期履修を3年に短縮する場合は2年次の2月末日までに変更申請

本制度は年度単位で取り扱います。例えば予定より6ヶ月早く修了する場合、一旦、1年短縮の手続きを行い、6ヶ月は留年（授業料6ヶ月分が必要）となりますのでご承知おきください。

例：5年の長期履修の方が4年6ヶ月で修了する場合、長期履修を4年に短縮し、6ヶ月は留年（授業料6ヶ月分が必要）

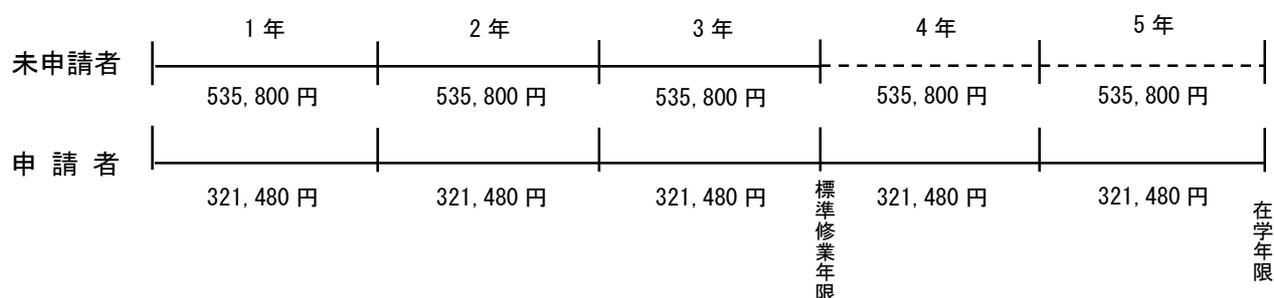
2. 授業料について

学生納付金規程で定められた「授業料年額」に「標準修業年限」をかけて「長期履修が認められた年数」で割った額を年額とし、前期（5月）及び後期（11月）の2回に分けて支払うこととなります。

例：保健学専攻博士後期課程（標準修業年限3年）で5年の長期履修を認められた場合

$535,800円 \times 3年 \div 5年 = 321,480円$ （年額）

$321,480円 \div 2回 = 160,740円$ （前期・後期の各回で支払う額）



【1. 新規申請】

学年		対応番号	長期履修期間	申請期限(※)	適用開始学年
新DC1	新入生	【A】	4年	入学手続き時	DC1
		【B】	5年		
DC1	在學生	【C】	4年	DC1の2月末	DC2
		【D】	5年		
DC2		【E】	4年	DC2の2月末	DC3
		【F】	5年		

【2. 長期履修承認後に期間短縮手続き】

(1) 通常年度単位手続き

学年	対応番号	長期履修期間	申請期限(※)
D1	【G】	4年→3年に短縮	DC1の2月末
	【H】	5年→3年に短縮	
	【I】	5年→4年に短縮	
D2	【J】	4年→3年に短縮	DC2の2月末
	【K】	5年→3年に短縮	
	【L】	5年→4年に短縮	
D3	【M】	5年→4年に短縮	修了年度の前年2月末

(2) 6カ月早期終了する場合の手続き

学年	対応番号	長期履修期間	申請期限(※)	備考
DC1	【N】	4年→3年6カ月に短縮	DC1の2月末	【1】
	【O】	5年→3年6カ月に短縮		【2】
	【P】	5年→4年6カ月に短縮		
D2	【Q】	4年→3年6カ月に短縮	DC2の2月末	【1】
	【R】	5年→3年6カ月に短縮		【2】
	【S】	5年→4年6カ月に短縮		
D3	【T】	5年→4年6カ月に短縮	修了年度の前年2月末	【2】

【1】 4年→3年6カ月に短縮

- ①各年次での申請変更期限までに4年→3年の短縮手続きを行う。
- ②残り6カ月は、留年となり、6カ月分の授業料が必要

【2】 5年→4年6カ月に短縮

- ①各年次での申請変更期限までに5年→4年の短縮手続きを行う。
- ②残り6カ月は、留年となり、6カ月分の授業料が必要

※末日が土日祝の場合、その前日が期限となる。

※授業料については、上記対応番号を確認の上、別表参照

(別表)

(令和2年4月1日現在)

博士後期課程学生が長期履修制度の適用を受けた場合の授業料

1.【新規申請】

対応番号		1年目	年度末	2年目	年度末	3年目		年度末	4年目	5年目	合計
	通常の授業料	535,800		535,800		535,800					1,607,400
[A]	4年の長期履修が認められた場合	401,850		401,850		401,850			401,850		1,607,400
[B]	5年の長期履修が認められた場合	321,480		321,480		321,480			321,480	321,480	1,607,400
[C]	1年在学中に長期履修4年が認められた場合	535,800		357,200		357,200			357,200		1,607,400
[D]	1年在学中に長期履修5年が認められた場合	535,800		267,900		267,900			267,900	267,900	1,607,400
[E]	2年在学中に長期履修4年が認められた場合	535,800		535,800		267,900			267,900		1,607,400
[F]	2年在学中に長期履修5年が認められた場合	535,800		535,800		178,600			178,600	178,600	1,607,400

※2「長期履修制度について」 1. 申請について ★注意事項のケースのように、短縮を行った場合は留年となる場合もあります。

2.【長期履修承認後の期間短縮】

(1)通常年度単位の期間短縮

対応番号		1年目	年度末	2年目	年度末	3年目		年度末	4年目	5年目	合計
	通常の授業料	535,800		535,800		535,800					1,607,400
[G]	4年の長期履修が認められた学生が1年次に3年の長期履修に期間短縮が認められた場合	401,850	133,950	535,800		535,800					1,607,400
[H]	5年の長期履修が認められた学生が1年次に3年の長期履修に期間短縮が認められた場合	321,480	214,320	535,800		535,800					1,607,400
[I]	5年の長期履修が認められた学生が1年次に4年の長期履修に期間短縮が認められた場合	321,480	80,370	401,850		401,850			401,850		1,607,400
[J]	4年の長期履修が認められた学生が2年次に3年の長期履修に期間短縮が認められた場合	401,850		401,850	267,900	535,800					1,607,400
[K]	5年の長期履修が認められた学生が2年次に3年の長期履修に期間短縮が認められた場合	321,480		321,480	428,640	535,800					1,607,400
[L]	5年の長期履修が認められた学生が2年次に4年の長期履修に期間短縮が認められた場合	321,480		321,480	160,740	401,850			401,850		1,607,400
[M]	5年の長期履修が認められた学生が3年次に4年の長期履修に期間短縮が認められた場合	321,480		321,480		321,480		241,110	401,850		1,607,400

(2)6カ月早期終了する場合の手続き ※2「長期履修制度について」 1. 申請について ★注意事項のケースのように、短縮を行った場合は留年となります。

対応番号		1年目	年度末	2年目	年度末	3年目	年度末	4年目	合計	6カ月留年	合計	備考
	通常の授業料	535,800		535,800		535,800			1,607,400			
[N]	4年の長期履修が認められた学生が1年次に3年6カ月に時間短縮が認められた場合	401,850	133,950	535,800		535,800			1,607,400	267,900	1,875,300	4年→3年短縮後、半年留年
[O]	4年の長期履修が認められた学生が2年次に3年6カ月に時間短縮が認められた場合	401,850		401,850	267,900	535,800			1,607,400	267,900	1,875,300	4年→3年短縮後、半年留年
[P]	5年の長期履修が認められた学生が1年次に3年6カ月に時間短縮が認められた場合	321,480	214,320	535,800		535,800			1,607,400	267,900	1,875,300	5年→3年短縮後、半年留年
[R]	5年の長期履修が認められた学生が2年次に3年6カ月に時間短縮が認められた場合	321,480		321,480	428,640	535,800			1,607,400	267,900	1,875,300	5年→3年短縮後、半年留年
[Q]	5年の長期履修が認められた学生が1年次に4年6カ月に時間短縮が認められた場合	321,480	80,370	401,850		401,850		401,850	1,607,400	267,900	1,875,300	5年→4年短縮後、半年留年
[S]	5年の長期履修が認められた学生が2年次に4年6カ月に時間短縮が認められた場合	321,480		321,480	160,740	401,850		401,850	1,607,400	267,900	1,875,300	5年→4年短縮後、半年留年
[T]	5年の長期履修が認められた学生が3年次に4年6カ月に時間短縮が認められた場合	321,480		321,480		321,480	241,110	401,850	1,607,400	267,900	1,875,300	5年→4年短縮後、半年留年

長期履修学生に関する取扱い

第1条 この取扱いは、大阪大学大学院学則第10条に基づき、医学系研究科保健学専攻における長期履修の制度について必要な事項を定める。

第2条 社会人学生等を対象とした、長期履修学生の制度を次のように定める。

- 1 申請資格は、下記の各号のいずれかに該当する学生とする。
 - 1) 定まった職業を有する者
 - 2) 出産・育児・介護等を行う必要のある者
 - 3) 長期に履修することが教育研究上必要と認められる者
- 2 長期履修の開始日は、新入生は入学時、在學生は申請年度の始めとする。
- 3 長期履修の在学年限は、博士前期課程については4年、同後期課程については5年を限度とする。
- 4 長期履修申請の手続きは、新入生は2月末日までに行う。在學生が学年の途中で長期履修への変更を希望する場合は、変更を希望する年度前の2月末日までに「長期履修学生申請書」（様式1）、「長期履修学生を希望する理由書」（様式2）および「履修計画及び研究計画書」（様式3）を医学系研究科長宛に提出し、大学院教務委員会において審査するものとする。
なお、在學生にあつては最終学年での申請は出来ないものとする。
- 5 長期履修申請を認められた學生が、事情により期間の短縮を願い出る場合、変更を希望する年度前の2月末日までに「長期履修学生期間変更申請書」（様式1の1）、「長期履修学生としての期間を変更する理由書」（様式2の1）および「履修変更計画及び研究変更計画書」（様式3の1）を医学系研究科長宛に提出し、大学院教務委員会の審査を受けるものとする。
- 6 医学系研究科長は、審査結果を保健学博士課程委員会に附議し、承認を得て許可するものとする。
- 7 審査の結果を当該學生に通知する。
- 8 申請が許可された學生は、別に定める長期履修学生の所定の授業料を各学期の納付期限までに納めるものとする。

附 則

この取扱いは、平成20年4月1日入學生から適用する。

なお、当分の間、博士後期課程學生を対象として取り扱う。

附 則

この改正は、平成24年4月1日入學生から適用する。

附 則

この改正は、平成28年2月12日から適用する。